



1 計画策定の背景と趣旨

「食」は命の源であり、私たちが生きていくために欠かすことができないものです。健康で心豊かな生活の実現のためには、健全な食生活の実践と習慣化、食べることを楽しむこと、また、それらを実現できる食環境づくりが重要です。

東大阪市では、平成17年に施行された「食育基本法」に基づき、平成20年3月に「東大阪市食育推進計画（平成19年度～平成23年度）」、平成24年3月に「第二次東大阪市食育推進計画（平成24年度～平成28年度）」、平成29年3月に「第3次東大阪市食育推進計画（平成29年度～令和3年度）」を策定し、健康、保育、教育、生産、食の安全・安心、環境に関する分野において、家庭、学校、関係団体、地域などがそれぞれの役割に応じて、連携・協働しながら食育の推進に取り組んできました。

しかし、人口減少や少子高齢化の進展により、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防は、大きな健康課題であるとともに、家族形態の多様化や食の外部化などによる食をめぐる環境の変化により、食習慣の乱れや栄養の偏り、食を通じたコミュニケーションの機会の減少、食べ物や食文化を大切にする意識の希薄化などの問題を抱えています。

また、国が積極的に取り組んでいるSDGsにおいては、「すべての人に健康と福祉を」や「つくる責任・つかう責任」など食育に関わりの深い目標が掲げられ、その達成に向けた取り組みが求められており、食育の推進はより一層重要なものになってきています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、私たちの生活に多大な影響を与えました。食育推進においても、国が示す「新しい生活様式」に対応した取り組みが求められています。また、在宅時間の増加により、家庭での食の在り方を考える機会が増え、家庭における食育の重要性は高まっていると考えられます。

これらの状況と第3次計画の評価・検証を踏まえ、引き続き、本市の食育を総合的に推進するため、「第4次東大阪市食育推進計画」を策定します。

「食育」とは

「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」こととされています。（食育基本法より）

食育とSDGsの関係性

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、17の目標と169のターゲットから成る「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

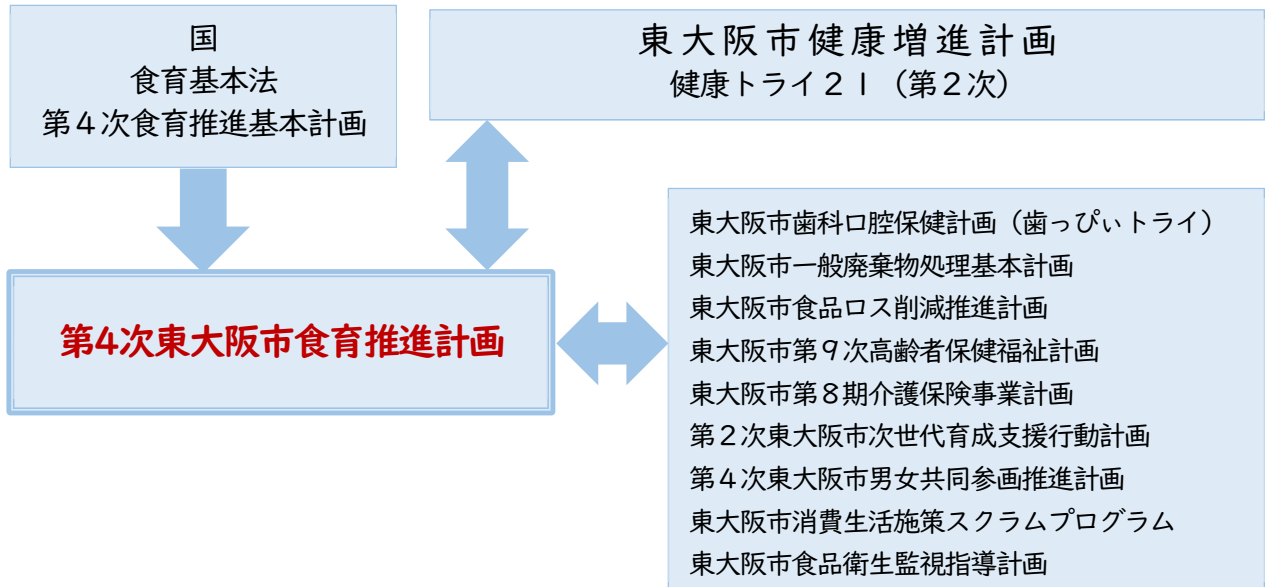
SDGsの目標には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があります。

（引用：農林水産省「第4次食育推進基本計画」より）



2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として、本市の食育推進に関する基本的な事項を定めるものです。「東大阪市健康増進計画“健康トライ21（第2次）”」の個別計画であり、食育関係部局の関連計画との整合性を図って策定しています。



3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 計画策定の体制

本計画は、学識経験者や食育関係団体の代表者などで構成する「第4次東大阪市食育推進計画策定に関する懇話会」の意見などを踏まえ策定しました。